

令和8年 No.48

○東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程等の制定について

改正理由

理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月8日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第14号

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程の制定

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (2) 東京学芸大学附属学校研究会規程（平成24年規程第4号）
- (3) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護会議規程（平成13年規程第8号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学教員人事会議規程（平成27年規程第9号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程（平成25年規程第18号）

東京学芸大学附属学校における重大事案対策委員会要項等の一部を改正する要項を次のように
制定する。

令和8年4月8日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

東京学芸大学附属学校における重大事案対策委員会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校における重大事案対策委員会要項（令和6年9月14日制定）
- (2) 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項（平成19年2月7日制定）
- (3) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年7月10日制定）

東京学芸大学防災基本指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

令和8年4月8日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

東京学芸大学防災基本指針の一部を改正する指針

東京学芸大学防災基本指針（平成19年3月29日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部を改正するガイドラインを次のように制定する。

令和8年4月8日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部を改正する
ガイドライン

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン（平成17年12月21日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部を改正する手順書を次のように制定する。

令和8年4月8日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部を
改正する手順書

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書（令和2年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （附属学校運営部長） 第52条 運営部に，運営部長を置き，<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和8年4月8日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 （附属学校運営部長） 第52条 運営部に，運営部長を置き，<u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕 〔省略〕	

東京学芸大学附属学校研究会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長等の出席） 第8条 附属学校統括を所掌する副学長及び<u>附属学校を所掌する副学長</u>は，必要に応じて研究推進委員会に出席し，意見を述べることができる。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和8年4月8日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第8条 附属学校統括を所掌する副学長及び<u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u>は，必要に応じて研究推進委員会に出席し，意見を述べることができる。 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （議長） 第5条 教授会に議長を置き，学系教授会は学系長を，教職大学院教授会は教職大学院長を，機構教授会は<u>現職教員支援センター機構長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和8年4月8日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （議長） 第5条 教授会に議長を置き，学系教授会は学系長を，教職大学院教授会は教職大学院長を，機構教授会は<u>大学教育研究基盤センター機構長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護会議規程の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 情報公開会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）学長 <u>（2）全体統括を所掌する理事</u> <u>（3）総務を所掌する理事</u> <u>（4）学系長</u> <u>（5）附属図書館長</u> <u>（6）連合学校教育学研究科長</u> <u>（7）事務局長</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 情報公開会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）学長 <u>（2）総務を所掌する理事</u> <u>（3）学系長</u> <u>（4）附属図書館長</u> <u>（5）連合学校教育学研究科長</u> <u>（6）事務局長</u> 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教員人事会議規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （議長等） 第4条 教員人事会議に議長及び副議長を置き，議長は<u>全体統括</u>を所掌する副学長をもって充て，副議長は議長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和8年4月8日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （議長等） 第4条 教員人事会議に議長及び副議長を置き，議長は<u>総務</u>を所掌する副学長をもって充て，副議長は議長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) <u>現職教員支援センター機構長</u> (6)～(9) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) <u>大学教育研究基盤センター機構長</u> (6)～(9) 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学附属学校における重大事案対策委員会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、東京学芸大学附属学校において、重大事案（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19条第1項に該当する場合を含む。）が発生したと<u>附属学校を所掌する副学長</u>が判断した場合（重大事案の発生が疑われる場合を含む。以下「重大事案」という。）に、その解決に向けた対応方針等の検討を行うことを目的とする。 〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>附属学校統括を所掌する理事</u> (3) 教育を所掌する理事 (4) <u>総務を所掌する理事</u> (5) <u>附属学校を所掌する副学長</u> (6) 財務・労務を所掌する副学長 (7) 附属学校運営部長 (8) 附属学校運営参事 (9) 附属学校課長 (10) その他学長が指名する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、東京学芸大学附属学校において、重大事案（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19条第1項に該当する場合を含む。）が発生したと<u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u>が判断した場合（重大事案の発生が疑われる場合を含む。以下「重大事案」という。）に、その解決に向けた対応方針等の検討を行うことを目的とする。 〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>総務を所掌する理事</u> (3) 教育を所掌する理事 (4) <u>附属学校統括を所掌する副学長</u> (5) <u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u> (6) 財務・労務を所掌する副学長 (7) 附属学校運営部長 (8) 附属学校運営参事 (9) 附属学校課長 (10) その他学長が指名する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長及び館長の出席） 第7条 附属学校統括を所掌する副学長，<u>附属学校を所掌する副学長</u>及び附属図書館長は，専門委員会に出席し意見を述べるができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，令和8年4月8日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （副学長及び館長の出席） 第7条 附属学校統括を所掌する副学長，<u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u>及び附属図書館長は，専門委員会に出席し意見を述べることができる。 〔省略〕

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直し及び東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の令和5年3月23日改正時における改正漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （選考委員会の組織） 第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>全体統括</u>を所掌する副学長 (2) 副学長（前号に掲げる者を除く。） 4名 (3) 学系長 2名 (4) 各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会選出の評議会評議員 2名 （選考委員会の委員長） 第9条 〔省略〕 （選考委員会の定足数） <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第11条～第15条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （選考委員会の組織） 第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>総務</u>を所掌する副学長 (2) 副学長（前号に掲げる者を除く。） 4名 (3) 学系長 2名 (4) 各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会選出の評議会評議員 2名 （選考委員会の委員長） 第9条 〔省略〕 （選考委員会の開催） <u>第10条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を評議会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。</u> （選考委員会の定足数） <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第12条～第16条</u> 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学防災基本指針の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の見直し及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																
〔省略〕 Ⅲ 緊急時の対応 〔省略〕 2 緊急体制 災害の発生により被害が生じ、全学的な緊急体制を整える必要があると災害対策本部長（学長。学長不在時はその代行者。以下同じ。また、以下「本部長」という。）が判断した場合は、次のとおり「災害対策本部」を設置する。なお、休日や夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合は、防災隊連絡班の班長は、緊急連絡網により災害対策本部長の指示を仰ぎ、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班員を大学へ召集する。（防災体制の全体図は、別紙2のとおり） 災害対策本部の設置が決定した場合は、ただちに防災隊連絡班（総務課）は全学に対して、災害対策本部を設置した旨を周知し、防災隊の各隊員は災害対策本部に参集するものとする。 (1) 〔省略〕 (2) 災害対策本部の構成と任務 災害対策本部の構成と任務は、次のとおりとする。 なお、原則として、学長不在時の本部長は、<u>理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当）</u>、<u>理事・副学長（教育・研究・現職研修担当）</u>、<u>理事・副学長（総務・財務・労務担当）</u>、<u>副学長（附属学校担当）</u>、<u>副学長（先端教育人材育成推進・F U事業・情報担当）</u>、<u>副学長（学部教育・国際担当）</u>、<u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u>、<u>副学長（法人戦略担当）</u>、<u>副学長（広報・基金・インキュベーション推進・社会連携担当）</u>、<u>副学長（大学院修士課程・入試担当）</u>、<u>副学長（カリキュラム・研究・ダイバーシティ推進担当）</u>、総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長、芸術・スポーツ科学系長の順により代行する。 <table><tr><td>構</td><td>成</td><td>任</td><td>務</td></tr><tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr></table>		構	成	任	務	〔省略〕				〔省略〕 Ⅲ 緊急時の対応 〔省略〕 2 緊急体制 災害の発生により被害が生じ、全学的な緊急体制を整える必要があると災害対策本部長（学長。学長不在時はその代行者。以下同じ。また、以下「本部長」という。）が判断した場合は、次のとおり「災害対策本部」を設置する。なお、休日や夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合は、防災隊連絡班の班長は、緊急連絡網により災害対策本部長の指示を仰ぎ、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班員を大学へ召集する。（防災体制の全体図は、別紙2のとおり） 災害対策本部の設置が決定した場合は、ただちに防災隊連絡班（総務課）は全学に対して、災害対策本部を設置した旨を周知し、防災隊の各隊員は災害対策本部に参集するものとする。 (1) 〔省略〕 (2) 災害対策本部の構成と任務 災害対策本部の構成と任務は、次のとおりとする。 なお、原則として、学長不在時の本部長は、<u>理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）</u>、<u>理事・副学長（教育・研究担当）</u>、<u>副学長（国際・広報戦略担当）</u>、<u>副学長（附属学校統括・現職研修担当）</u>、<u>副学長（先端教育人材育成推進・F U事業・入試・特命事項担当）</u>、<u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u>、<u>副学長（学生支援・広報担当）</u>、<u>副学長（研究・情報・特命事項）</u>、<u>副学長（附属学校危機管理担当）</u>、<u>副学長（ダイバーシティ推進・特命事項担当）</u>、<u>副学長（財務・労務担当）</u>、総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長、芸術・スポーツ科学系長の順により代行する。 <table><tr><td>構</td><td>成</td><td>任</td><td>務</td></tr><tr><td colspan="4">〔省略〕</td></tr></table>		構	成	任	務	〔省略〕			
構	成	任	務																
〔省略〕																			
構	成	任	務																
〔省略〕																			

副本部長	<u>理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当）</u>	・本部長を補佐し、本部長が不在等のときは、その職務を代行する。
〔省略〕		

(3) 防災隊

防災隊の構成と任務は、次のとおりとする。

◎事務局長（自衛消防隊長） 防災隊 総括

班	班長	副班長	担当職員	任 務
連絡班	総務部長	総務課長 総務課副課長 <u>法人戦略室長</u>	総務課職員 総務課広報・基金室広報・基金係職員 <u>法人戦略室職員</u>	・災害情報の収集・伝達 ・災害対策本部設置の全学周知 ・他班との連絡調整 ・他機関等との連絡調整 ・消防署・警察署等への連絡・記録

〔省略〕

4 緊急連絡網

災害時における緊急連絡網は、別紙4のとおりとする。

なお、各班についても、それぞれ各班内の緊急連絡網を整備しなければならない。

〔省略〕

別紙2 〔別紙B参照〕

〔省略〕

副本部長	<u>理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）</u>	・本部長を補佐し、本部長が不在等のときは、その職務を代行する。
〔省略〕		

(3) 防災隊

防災隊の構成と任務は、次のとおりとする。

◎事務局長（自衛消防隊長） 防災隊 総括

班	班長	副班長	担当職員	任 務
連絡班	総務部長	総務課長 総務課副課長 <u>経営企画室長</u>	総務課職員 総務課広報・基金室広報・基金係職員 <u>経営企画室職員</u>	・災害情報の収集・伝達 ・災害対策本部設置の全学周知 ・他班との連絡調整 ・他機関等との連絡調整 ・消防署・警察署等への連絡・記録

〔省略〕

4 緊急連絡網

災害時における緊急連絡網は、別紙4のとおりとする。

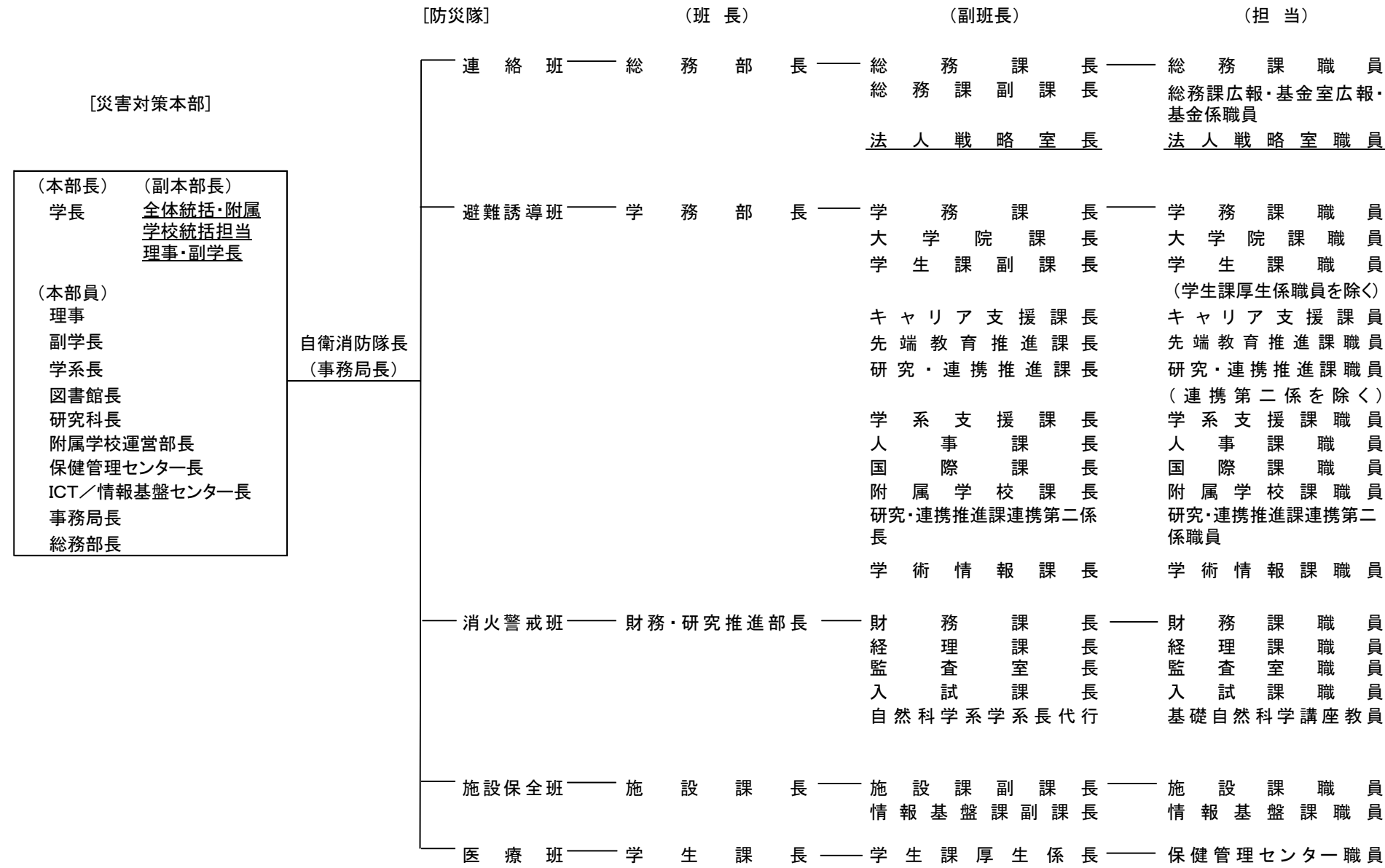
なお、各班についても、それぞれ各班内の緊急連絡網を整備しなければならない。

〔省略〕

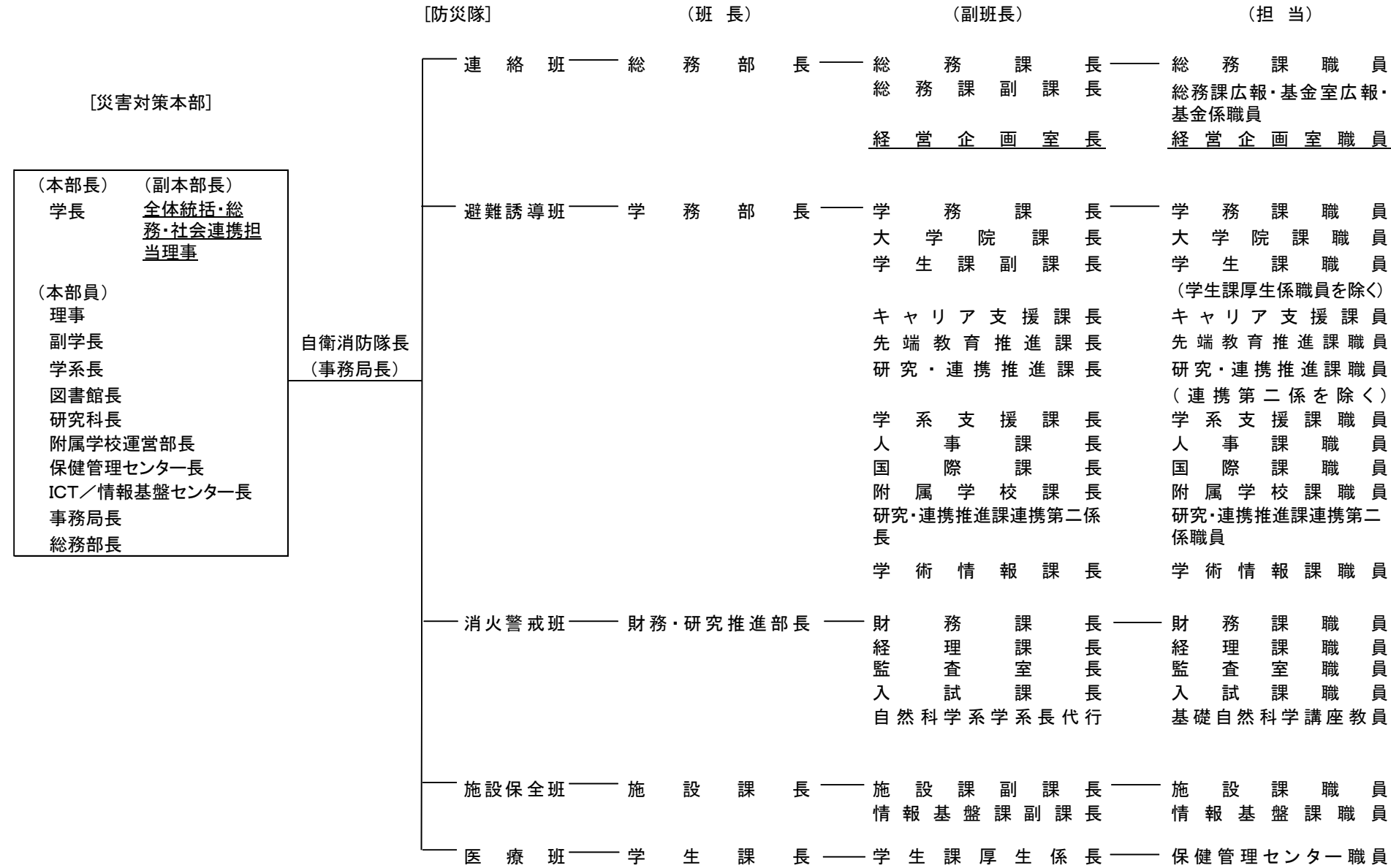
別紙2 〔別紙A参照〕

別紙4 〔別紙D参照〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この指針は、令和8年4月8日から施行する。</u>	〔省略〕 別紙4 〔別紙C参照〕 〔省略〕
---	--

防 災 体 制 の 全 体 図



防 災 体 制 の 全 体 図

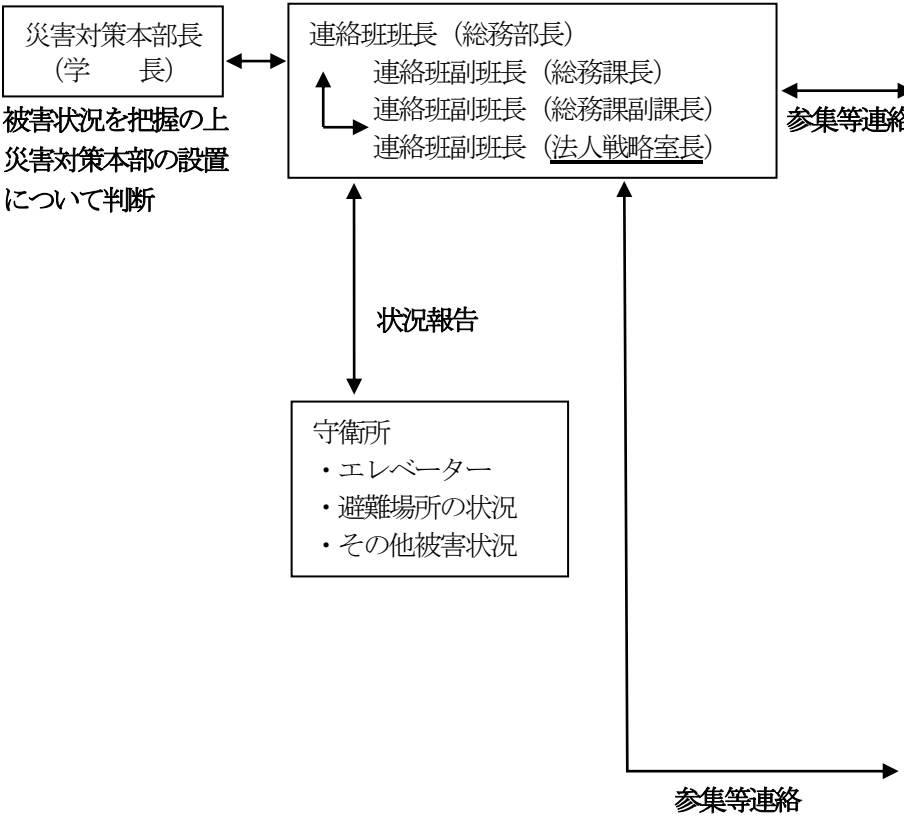


災害時における緊急連絡網

休日や夜間等の勤務時間外に災害（地震）が発生した場合の対応

◎震度5弱～震度5強（小金井市）

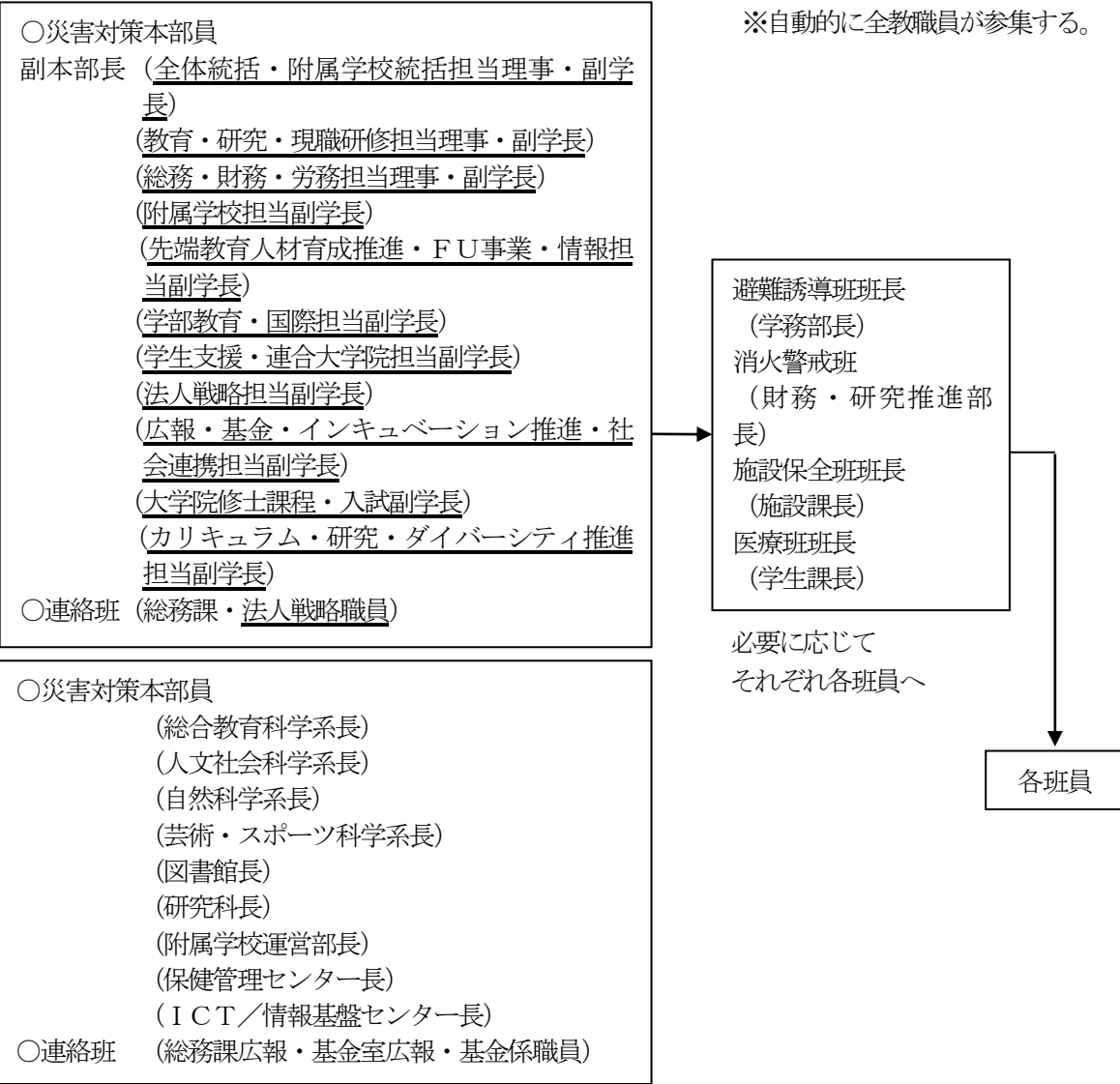
- 連絡班班長は、災害対策本部長（学長）の指示により、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班を大学に招集する。
- 災害対策本部を設置しない場合や大学に招集しない場合でも被害状況等を連絡する。
- 招集・被害状況等の連絡は、Office365 メールを基本とする。（災害対策本部員及び防災隊は、必ずOffice365 メールをチェックすること。）



※参集の可否が確認できない場合は、災害対策本部及び防災隊の構成員は、大学に参集する。

◎震度6弱以上（小金井市）

- 災害対策本部設置
- 参集 全教職員
- ※自動的に全教職員が参集する。

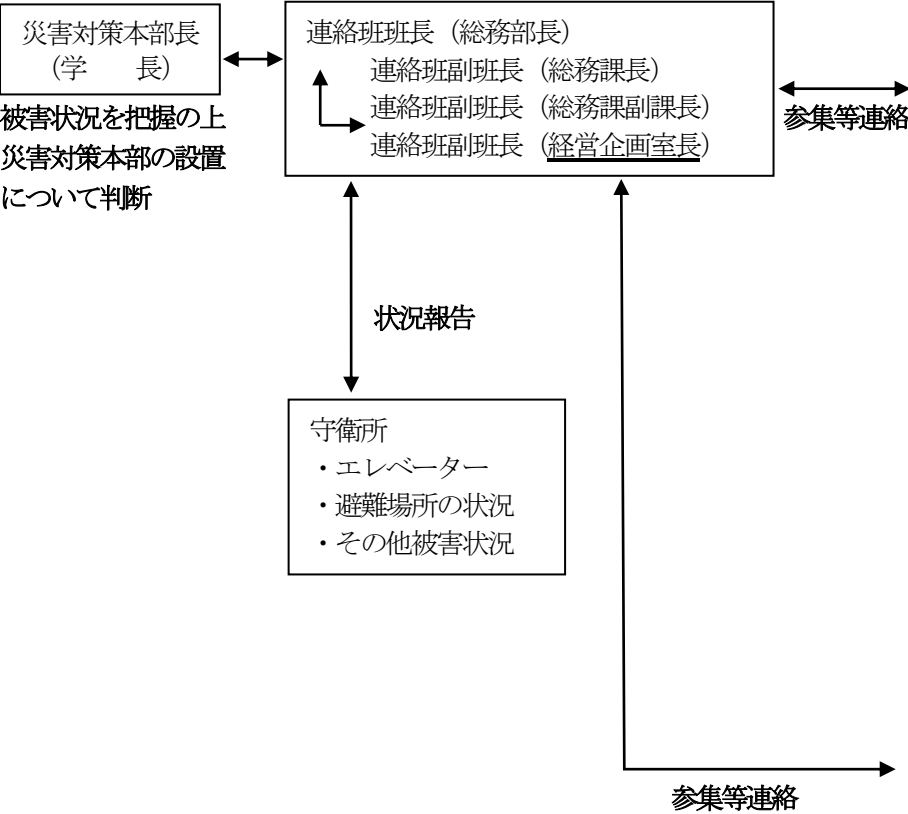


災害時における緊急連絡網

休日や夜間等の勤務時間外に災害（地震）が発生した場合の対応

◎震度5弱～震度5強（小金井市）

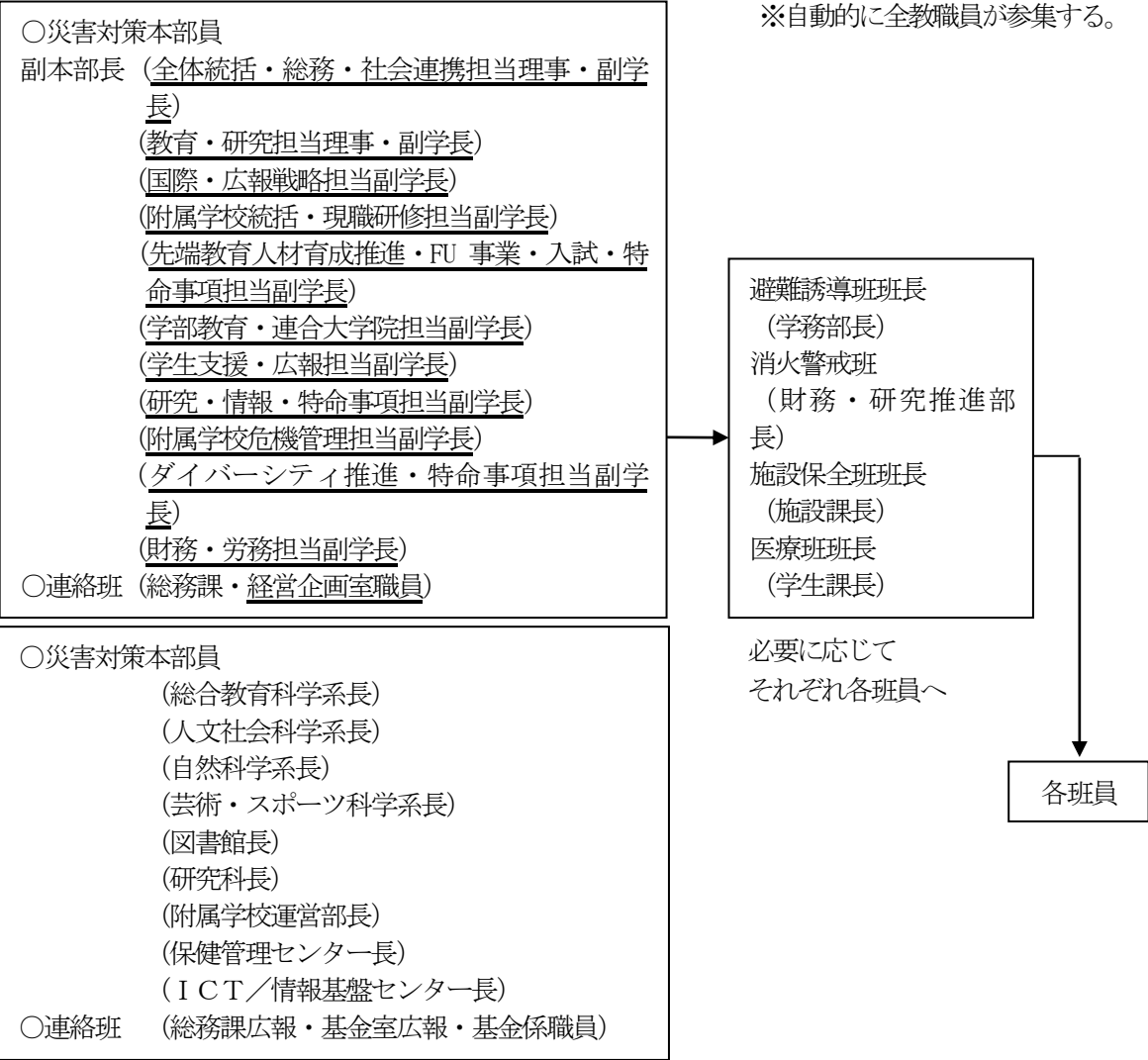
- 連絡班班長は、災害対策本部長（学長）の指示により、必要に応じて、災害対策本部員及び防災隊連絡班を大学に招集する。
- 災害対策本部を設置しない場合や大学に招集しない場合でも被害状況等を連絡する。
- 招集・被害状況等の連絡は、Office365 メールを基本とする。（災害対策本部員及び防災隊は、必ず Office365 メールをチェックすること。）



※参集の可否が確認できない場合は、災害対策本部及び防災隊の構成員は、大学に参集する。

◎震度6弱以上（小金井市）

- 災害対策本部設置
- 参集** 全教職員
- ※自動的に全教職員が参集する。

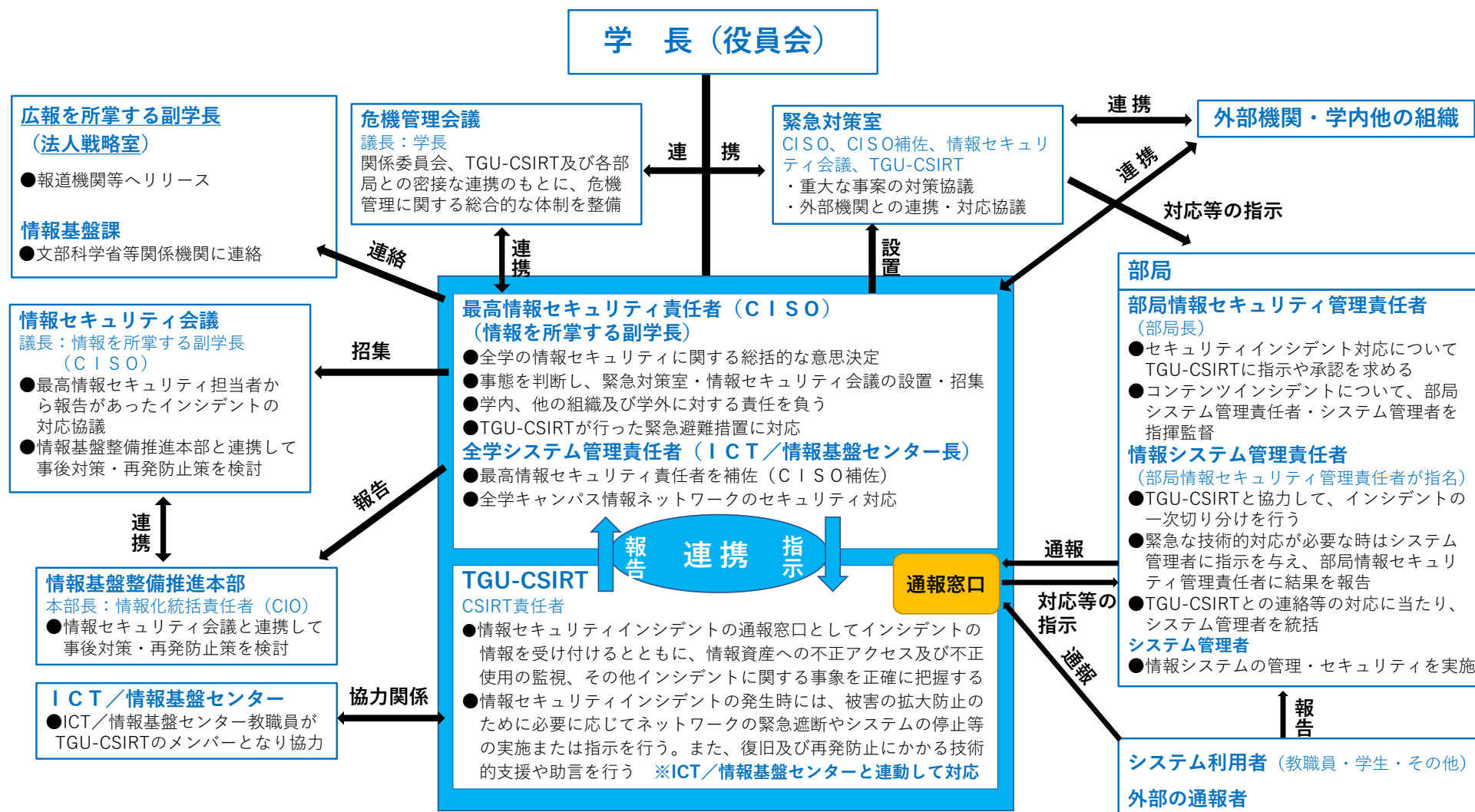


国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部改正について

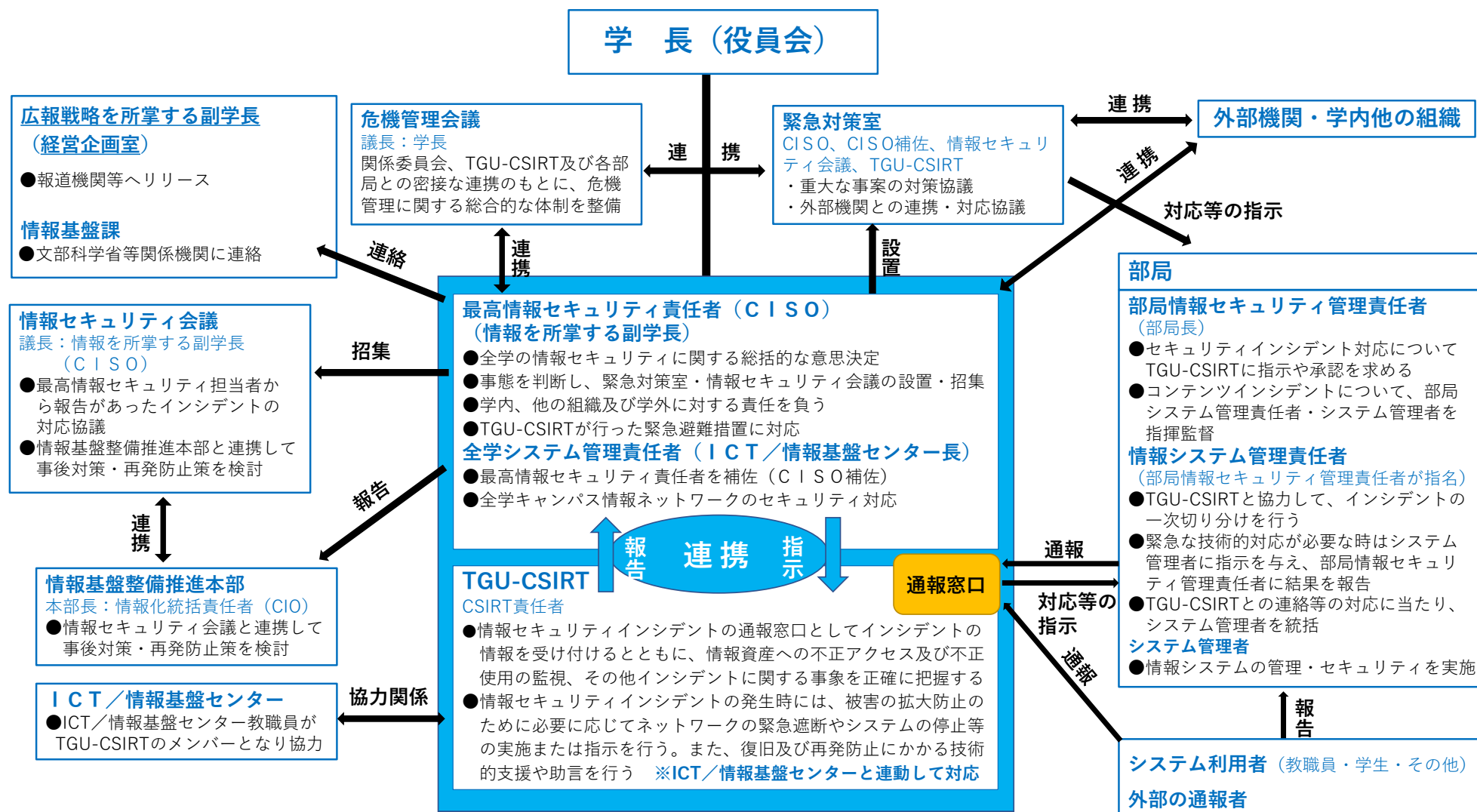
改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 別紙 〔別紙B参照〕 <u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 別紙 〔別紙A参照〕

東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制（緊急時）



東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制（緊急時）



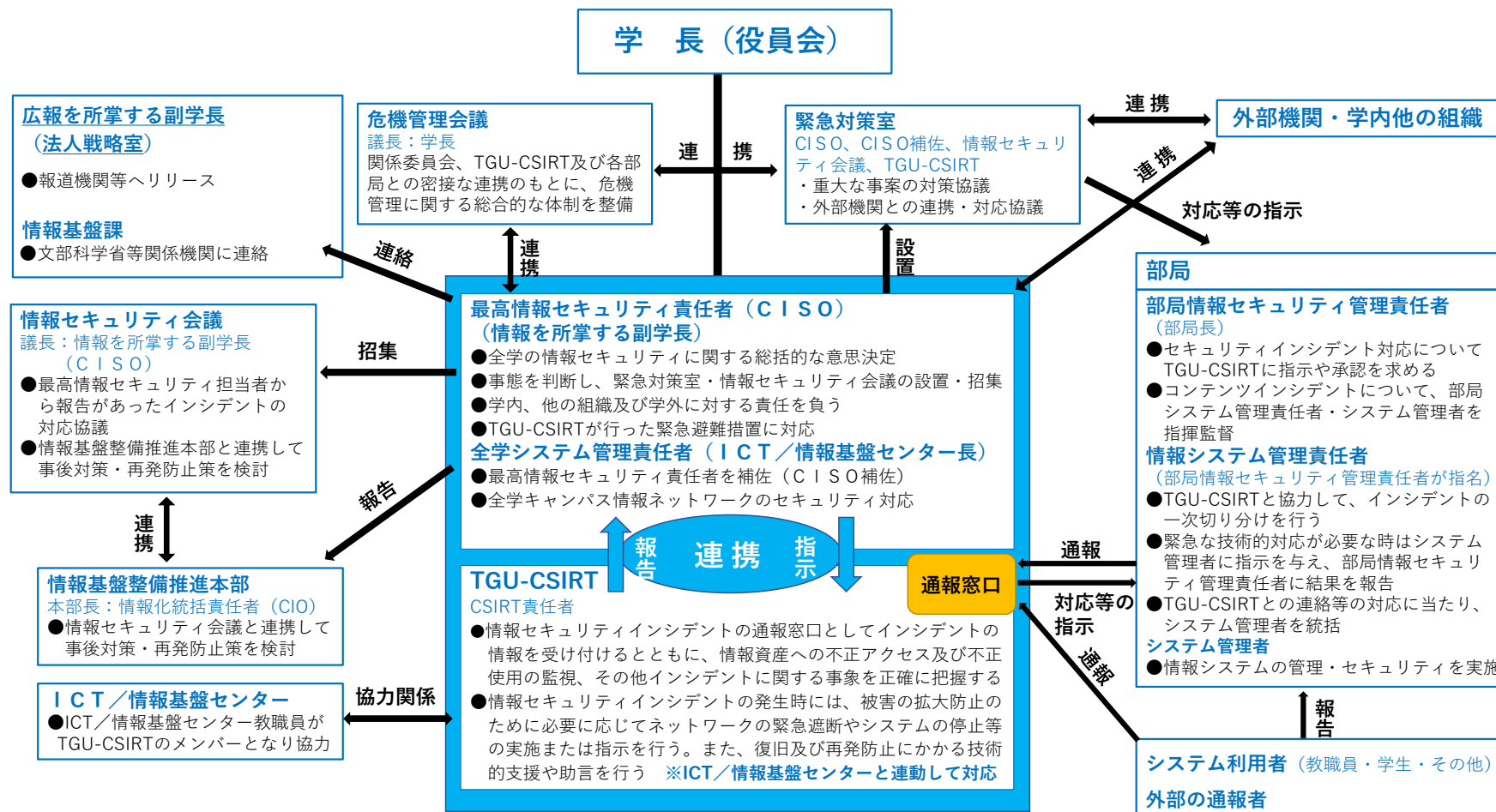
国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 4. インシデント発生時の対応 4.1 物理的インシデント発生時の対応 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(オ) 〔省略〕 (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報を所掌する副学長</u>に連絡する。 (キ) 〔省略〕 (4)・(5) 〔省略〕 〔省略〕 4-2-2 情報システムへの攻撃 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(ウ) 〔省略〕 (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報を所掌する副学長</u>に連絡する。 (オ) 〔省略〕 (4)・(5) 〔省略〕 4-2-3 情報システムの障害 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(ウ) 〔省略〕 (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報を所掌する副学長</u>に連絡する。 (4)・(5) 〔省略〕 4.3 コンテンツインシデント (1)・(2)	〔省略〕 4. インシデント発生時の対応 4.1 物理的インシデント発生時の対応 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(オ) 〔省略〕 (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報戦略を所掌する副学長</u>に連絡する。 (キ) 〔省略〕 (4)・(5) 〔省略〕 〔省略〕 4-2-2 情報システムへの攻撃 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(ウ) 〔省略〕 (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報戦略を所掌する副学長</u>に連絡する。 (オ) 〔省略〕 (4)・(5) 〔省略〕 4-2-3 情報システムの障害 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 緊急連絡及び報告 (ア)～(ウ) 〔省略〕 (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報戦略を所掌する副学長</u>に連絡する。 (4)・(5) 〔省略〕 4.3 コンテンツインシデント (1)・(2)

(3) 緊急連絡及び報告 (ア) ～ (オ) 〔省略〕 (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報を所掌する副学長</u>に連絡する。 (キ) 〔省略〕 (4) ・ (5) 〔省略〕 〔省略〕 別紙2 〔別紙B参照〕 <u>附 則</u> <u>この手順書は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	(3) 緊急連絡及び報告 (ア) ～ (オ) 〔省略〕 (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は、<u>広報戦略を所掌する副学長</u>に連絡する。 (キ) 〔省略〕 (4) ・ (5) 〔省略〕 〔省略〕 別紙2 〔別紙A参照〕
---	--

学 長（役員会）



東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制（緊急時）

